

平成20年度分

決算審査意見書 財政健全化判断比率等審査意見書 監査報告書

1	一般会計・特別会計決算審査意見書	1～20
2	水道事業会計決算審査意見書	21～28
3	財政健全化判断比率等審査意見書	29～30
4	定期監査報告書	31～32
5	補助金等交付団体監査報告書	33～36
6	指定管理者・出資団体監査報告書	37～38

西会津町監査委員

一般会計・特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成20年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果と、その意見は次のとおりである。

平成21年9月11日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

平成20年度決算審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

西会津町一般会計歳入歳出決算
西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算
西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算
西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算
西会津町老人保健特別会計歳入歳出決算
西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算
西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成21年8月 7日
平成21年8月10日
平成21年8月11日

(3) 審査の手続き

審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに付属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらには予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されてお

り、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた。

3 審査の意見

(1) 総括

西会津町一般会計及び特別会計総決算額は、次のとおりである。

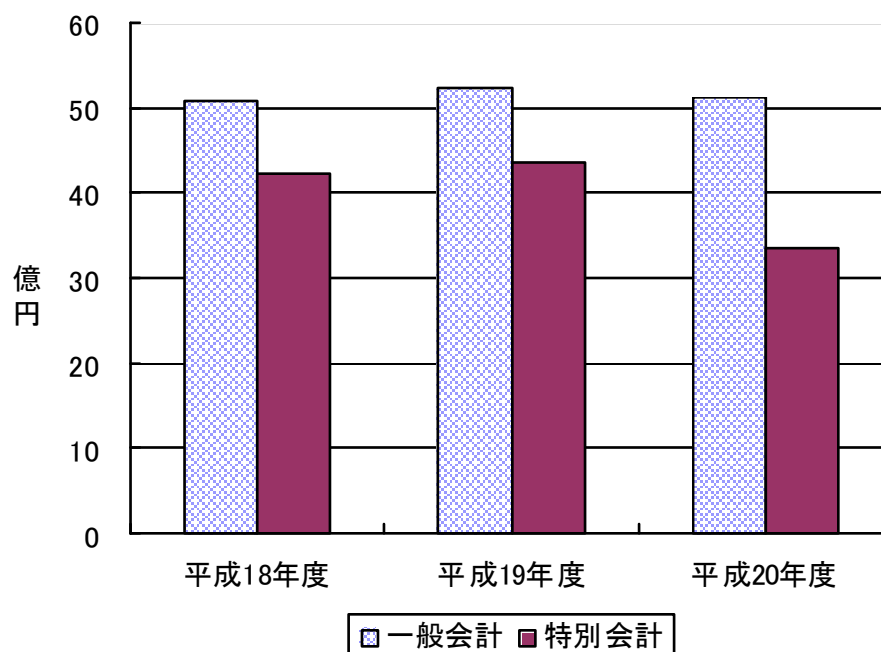
(歳入総額)	(歳出総額)	(翌年度に繰り越すべき財源)
8,918,044 千円	－ 8,479,362 千円	－ 225,619 千円

(実質収支の各会計の合計)
＝ 213,063 千円

一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は、対前年度比 9.2%の減で、歳出総額では 11.6%の減となり、実質収支は 8.5%の減となった。

一般会計及び特別会計を合わせた実質単年度収支は、62,185 千円の黒字となった。

① 決算額の推移



平成 20 年度の歳出決算額は、一般会計においては、大きくは変わらないが、特別会計においては約 10 億円減少している。これは、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が創設され、それまで老人保健特別会計から町が支出していた 75 歳以上の医療費を、県内市町村をひとつとした広域連合が保険者となり、支出するようになったためである。

○歳入歳出総額

(単位：千円・%)

項目 区分	歳 入 総 額				歳 出 総 額			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比
一般会計	5,163,243	5,313,997	5,452,614	102.6	5,075,649	5,239,304	5,130,262	97.9
特別会計	4,377,353	4,511,018	3,465,430	76.8	4,224,019	4,350,625	3,349,100	77.0
合 計	9,540,596	9,825,015	8,918,044	90.8	9,299,668	9,589,929	8,479,362	88.4

○翌年度に繰り越すべき財源及び実質収支

(単位：千円・%)

項目 区分	翌年度に繰り越すべき財源				実 質 収 支			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比
一般会計	3,721	0	225,619	皆増	83,873	74,693	96,733	129.5
特別会計	0	2,323	0	皆減	153,334	158,070	116,330	73.6
合 計	3,721	2,323	225,619	9712.4	237,207	232,763	213,063	91.5

○実質単年度収支

(単位：千円)

項目 区分	実 質 単 年 度 収 支		
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般会計	86,929	-51,193	103,925
特別会計	34,678	4,736	-41,740
合 計	121,607	-46,457	62,185

② 予算の執行状況

○一般会計及び特別会計の予算執行状況

(単位：千円・%)

歳入	項目	予 算 額			調定額	収入済額	調定額に対する 収入済額の割合
	区分	当 初	補 正	合計額			
	一般会計	4,924,000	761,489	5,685,489	5,758,590	5,452,614	94.7
	特別会計	3,346,990	100,730	3,447,720	3,525,467	3,465,430	98.3
	合 計	8,270,990	862,219	9,133,209	9,284,057	8,918,044	96.1

※補正額には繰越事業費繰越額を、調定額には翌年度繰越額の未収入特定財源を含む。

(単位：千円・%)

歳出	項目	予 算 額			翌 年 度 繰 越 額	支出済額	執行率
	区分	当 初	補 正	合計額			
	一般会計	4,924,000	761,489	5,685,489	479,660	5,130,262	98.5
	特別会計	3,346,990	100,730	3,447,720	0	3,349,100	97.1
	合 計	8,270,990	862,219	9,133,209	479,660	8,479,362	98.0

※補正額には繰越事業費繰越額を含む。

※執行率は予算額から翌年度繰越額を差し引いた額に対するもの。

(ア) 歳入

年度中の予算の補正額は 862,219 千円で、予算合計額に対する補正予算の割合は 9.4%である。調定に対する収入済額の割合は、96.1%である。

なお、繰越明許分の調定額（野沢小学校校舎等耐震補強事業・定額給付金事業）が 256,577 千円あり、この分を除いた調定に対する収入済額の割合は、98.8%である。

(イ) 歳出

執行率は 98.0%であり、前年度と同じである。総体的には、お

おむね適正な執行と認めた。

③ 町債の状況と実質公債費比率

(単位：千円・％)

○町債発行額と償還額

項目 区分	町債発行額				償還額			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比
一般会計	478,500	588,200	489,500	83.2	854,415	834,378	834,257	100.0
特別会計	160,700	144,700	168,000	116.1	279,990	275,103	268,539	97.6
合 計	639,200	732,900	657,500	89.7	1,134,405	1,109,481	1,102,796	99.4

○町債年度末残高

(単位：千円・％)

項目 区分	年度末町債残高			
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比
一般会計	7,211,442	7,076,868	6,843,880	96.7
特別会計	3,399,341	3,355,721	3,340,002	99.5
合 計	10,610,783	10,432,589	10,183,882	97.6

○実質公債費比率

(単位：％)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実質公債費比率	19.9	18.2	17.6

(ア) 町債の発行額

対前年度比 10.3％の減となっている。発行額は 657,500 千円である。

(イ) 町債の償還額

対前年度比 0.6%の減となっている。償還額は 1,102,796 千円であり、このうち地方交付税に算入された額は、675,164 千円で償還額全体の 61.2%である。

(ウ) 実質公債費比率

対前年度比 0.6 ポイントの減となり、17.6%となった。18%を下回ったため、起債の発行については、県知事の許可団体から同意団体となる。

④ 収入未済額と不納欠損額

○収入未済額の状況

(単位：円・%)

項目 区分	収入未済額			対前年度比
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
一般会計	38,214,585	39,399,800	46,974,205	119.2
特別会計	48,490,022	46,988,853	55,800,047	118.8
合 計	86,704,607	86,388,653	102,774,252	119.0

※翌年度繰越額は除く。

○不納欠損額の状況

(単位：円・%)

項目 区分	不納欠損額			対前年度比
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
一般会計	4,943,438	3,636,940	2,425,123	66.7
特別会計	3,557,700	5,254,318	4,232,286	80.5
合 計	8,501,138	8,891,258	6,657,409	74.9

(ア) 収入未済額

一般会計・特別会計合計の対前年度比は 19.0%の増となってい

る。

一般会計のうち主なものは町税で 34,549 千円、特別会計のうち主なものは国保税で 51,010 千円、農業集落排水処理事業の下水道使用料で 1,560 千円などとなっており、一般会計・特別会計合計で 102,774 千円となっている。

収入未済額が当該年度に初めて 1 億円を超えた。このことは、財政運営に多大な影響があると思われるので、税や使用料等の徴収には、一層の努力と工夫が必要である。

(イ) 不納欠損額

5 年の時効等地方自治法の規定に該当し、債権を放棄するのが不納欠損処分である。本金額は対前年度比 25.1%の減となっている。

税や保険料の支払いに公平性を欠くことのないよう徴収には、一層の努力をされたい。

⑤ 主な基金の状況

○主な基金の年度末現在高

(単位：千円・%)

項目 区分	年度末現在高			対前年度比
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
財政調整基金	309,982	267,969	349,854	130.6
減債基金	13,832	10,874	5,896	54.2
国民健康保険給付費支払準備基金	238,245	220,865	212,526	96.2

(ア) 財政調整基金

財政調整基金は、事業を執行するためなどに財源不足が発生した場合に活用するための基金である。

一般会計では、標準財政規模のおおむね 10%の積み立てが必要といわれている。平成 20 年度の本町の臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、3,499,154 千円となっており、平成 20 年

度末現在高は、適正な金額である。

(イ) 減債基金

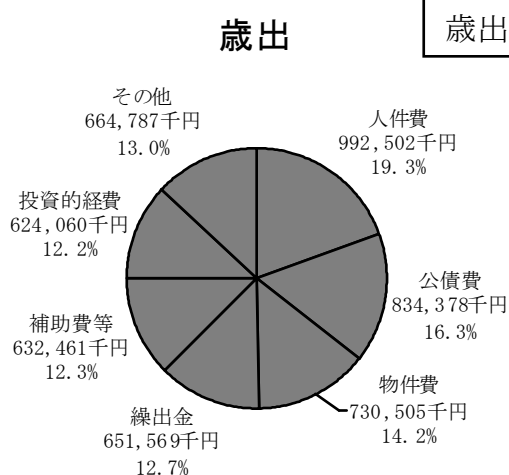
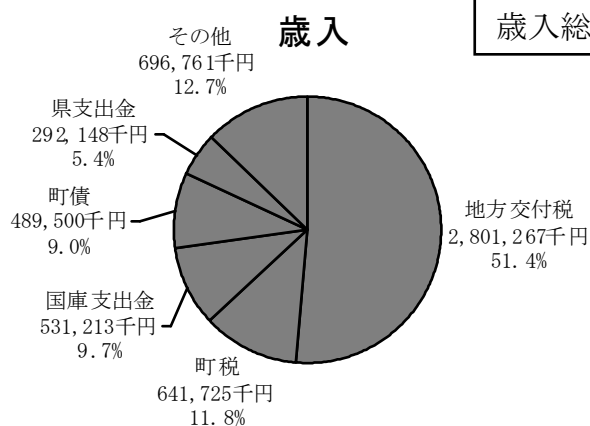
償還財源の安定的な確保を図るために積み立てる基金である。

(ウ) 国民健康保険給付費支払準備基金

保険給付に要した年額費用の過去3カ年平均の3カ月分が必要とされている。適正な範囲となっている。

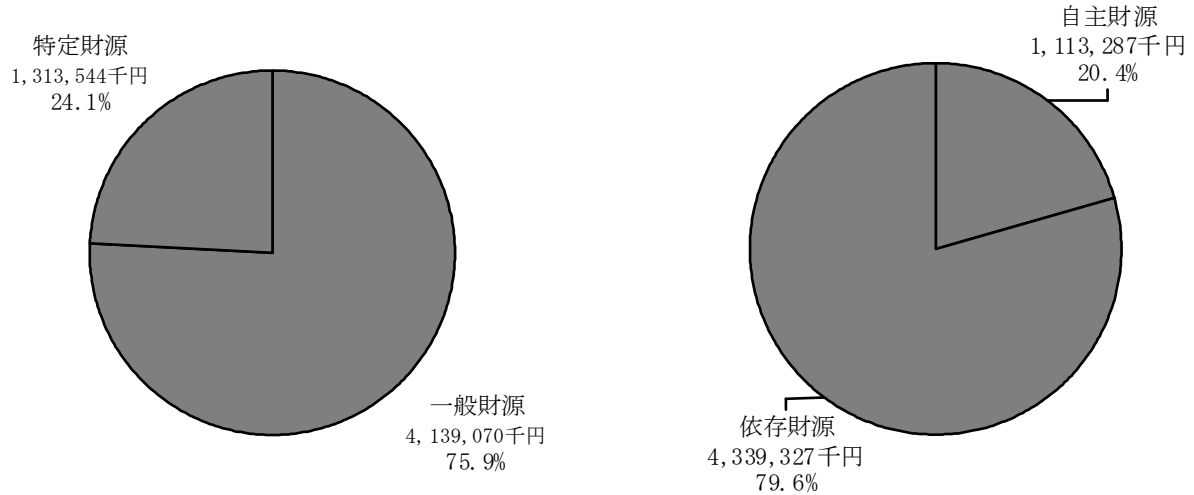
(2) 一般会計

(歳入総額)	(歳出総額)	(翌年度に繰り越すべき財源)
5,452,614 千円	5,130,262 千円	225,619 千円
(実質収支)		
= 96,733 千円		



① 歳入
(ア) 財源構成

歳入総額5,452,614千円



○財源構成の状況

(単位：千円・%)

項目 区分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	一 般 財 源	4,260,282	82.5	4,076,341	76.7	4,139,070	75.9
	特 定 財 源	902,961	17.5	1,237,656	23.3	1,313,544	24.1
	合 計	5,163,243	100.0	5,313,997	100.0	5,452,614	100.0
	自 主 財 源	1,078,156	20.9	1,161,300	21.9	1,113,287	20.4
	依 存 財 源	4,085,087	79.1	4,152,697	78.1	4,339,327	79.6

一般財源の総額は 4,139,070 千円であり、対前年度比で 62,729 千円増加したが、構成比は 0.8 ポイント減の 75.9% となっている。

自主財源は 20.4% で対前年度比 1.5 ポイント減となっている。

依存財源は 79.6% で対前年度比 1.5 ポイント増である。

今後とも、自主財源の確保に努められたい。

○町税・地方交付税の推移

(単位：千円・%)

項目 区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		対前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
町 税	603,197	11.7	647,156	12.2	641,725	11.8	99.2
地方交付税	2,703,678	52.4	2,667,984	50.2	2,801,267	51.4	105.0

② 歳出

(ア) 義務的経費と投資的経費

○性質別決算額の推移

(単位：千円・%)

項目 区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		対前年度比
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
義務的経費	2,139,003	42.1	2,160,458	41.3	2,125,867	41.4	98.4
投資的経費	685,510	13.5	906,773	17.2	624,060	12.2	68.8
その他経費	2,251,136	44.4	2,172,073	41.5	2,380,335	46.4	109.6
合 計	5,075,649	100.0	5,239,304	100.0	5,130,262	100.0	97.9

歳出全体に占める義務的経費は 41.4%、投資的経費は 12.2%、その他の経費は 46.4%となっている。

(イ) 経常収支比率

市町村において通常 70～80%が良好な財政といわれるが、本町は 91.8%となっており、対前年度比 1.5 ポイント減少しているものの、財政は硬直化している。

(ウ) 債務負担行為支出予定額

平成 20 年度は新たにケーブルテレビ高度化事業請負第 1 期工事で 235,435 千円を設定した。翌年度以降の支出予定額は 341,401 千円である。その内訳は次のとおりである。

○農林水産業（土地改良）関係 13,816 千円

○社会福祉事業関係 92,150 千円

○ICT事業関係 235,435 千円

(エ) 一般会計から他会計への繰出額

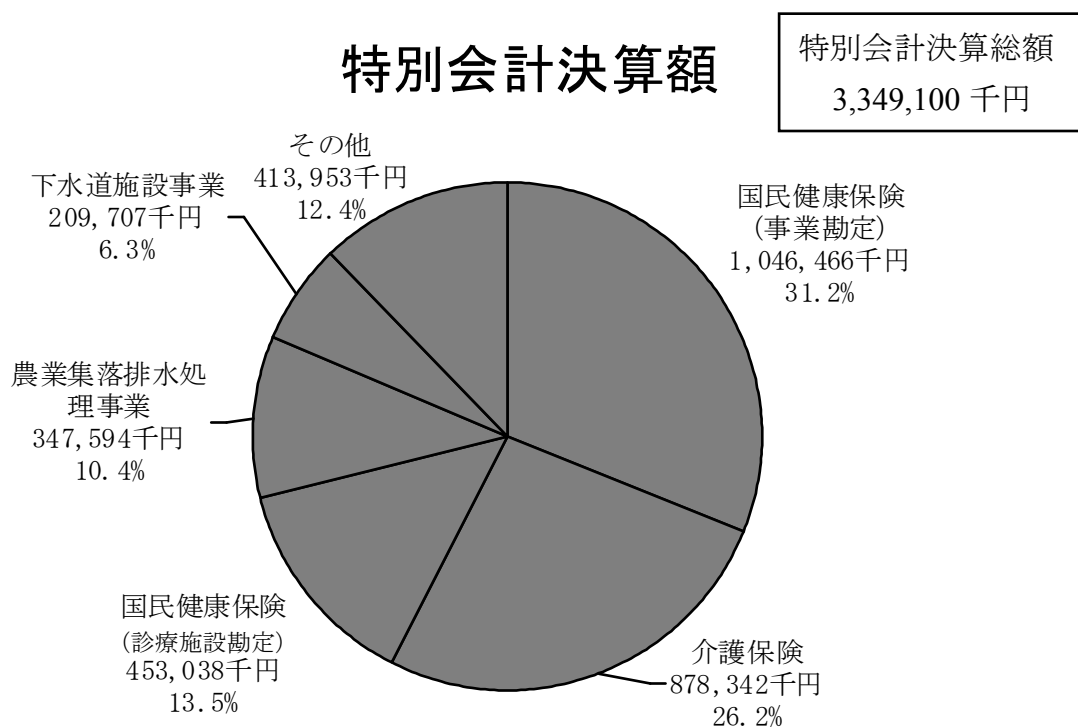
性質別による他会計繰出金は 651,569 千円で、対前年度比 47,373 千円の増となっている。

(3) 特別会計

特別会計の総体的な予算の執行状況は、おおむね計画的に執行されているものと認めた。

特別会計全体の収入未済額は 55,800 千円で、その主なものは国民健康保険特別会計の国民健康保険税 51,010 千円（全体の 91.4%）、農業集落排水処理事業特別会計の下水道使用料で 1,560 千円などとなっている。

収入未済額は、前年度と比較して 8,811 千円増加している。



① 工業団地造成事業特別会計

用地取得費用にかかる償還は平成 7 年度に終了している。

当該年度の用地売却はなく、残地は 27,535 m²となっている。

分譲地全体の 37.1%が未分譲である。平成 2 年以降は平成 17 年の会津いいで農協への売却 (4,000 m²) 1 件であり、今後も情報収集や

P R活動により、分譲に努められたい。

② 商業団地造成事業特別会計

歳入においては、用地売却はなく、そのほとんどを前年度の繰越金が占めている。

歳出は委託料で 5,000 千円の予算を計上していたが、平成 19 年度に引き続き執行されなかった。

残地はAスペース 6 区画である。

用地取得費用にかかる償還は平成 16 年度に終了している。

新たな計画のもとに、今後、町の新しい商業拠点となるよう努められたい。

③ 住宅団地造成事業特別会計

歳入においては、分譲はなく、土地売却収入はなかった。

歳出は、事業費の 641 千円である。

用地取得費用にかかる償還は平成 18 年度に終了している。

平成 20 年度末で 20 区画残っており、引き続き創意工夫を重ね、販売促進に努められたい。

④ 下水道施設事業特別会計

○各処理区の年度末加入率

(単位：戸・%)

項目 区分	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			対前年度比較	
	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率 (ポイント)
野沢処理区	819	342	41.8	908	389	42.8	924	418	45.2	29	2.4
大久保処理区	53	50	94.3	53	51	96.2	53	51	96.2	0	0.0
合 計	872	392	45.0	961	440	45.8	977	469	48.0	29	2.2

歳入の主なものは、使用料及び手数料で 26,228 千円（構成比 12.4%）、一般会計繰入金 133,270 千円（構成比 62.8%）となっている。

歳出の主なものは、施設整備費で 60,404 千円（構成比 28.8%）、

公債費 117,208 千円（構成比 55.9%）となっている。

加入状況は、野沢処理区で加入戸数が 29 戸増え、加入率は 45.2% となった。引き続ききめ細かな説明会等を行うなど、加入促進に努力されたい。

使用料については、317,189 円（延べ 23 人・90 件）の収入未済額となっている。

今後も計画通り事業が進捗するよう努力されるとともに、加入率向上に努められたい。

⑤ 農業集落排水処理事業特別会計

○各地区の年度末加入率

（単位：戸・%）

項目 区分	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			対前年度比較	
	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	対象戸数	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率 (ポイント)
小島地区	206	190	92.2	199	187	94.0	226	214	94.7	27	0.7
森野地区	156	144	92.3	155	145	93.5	157	147	93.6	2	0.1
宝川地区	42	40	95.2	42	40	95.2	42	40	95.2	0	0.0
白坂地区	36	32	88.9	36	32	88.9	36	32	88.9	0	0.0
笹川地区	—	—	—	95	66	69.5	95	67	70.5	1	1.0
合 計	440	406	92.3	527	470	89.2	556	500	89.9	30	0.7

5 地区の加入戸数は 30 戸増の 500 戸（加入率 89.9%）となった。

歳入の主なものは、国庫支出金、町債、繰入金、県支出金、使用料であり、対前年度比 8.2%の減となった。

歳出も対前年度比 8.4%減となっており、平成 21 年度一部供用開始された野尻地区の汚水処理施設整備事業にかかる施設整備費が主なものである。

当該年度も使用料の収入未済（1,560 千円・延べ 21 人・290 件）がある。長期延滞にならないよう、徴収に一層努められたい。

⑥ 個別排水処理事業特別会計

○年度別の整備数

(単位：基)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合 計
整 備 数	54	38	31	16	15	154

この会計は合併処理浄化槽を整備する事業の特別会計で、平成 16 年度から事業が開始され、平成 20 年度までに合計 154 基整備されている。

全体計画では、平成 30 年度までに合計 800 基の整備が予定されている。

平成 19 年度に事業開始以来初めて収入未済が発生した。当該年度は対前年度比 43,302 円増の 178,952 円（延べ 9 人・38 件）となった。料金の収納に一層努められたい。

⑦ 老人保健特別会計

本特別会計は、平成 20 年度から後期高齢者医療制度に移行されたため今後廃止となるが、精算事務のため 3 年は存続される予定である。

このため、医療諸費は 101,159 千円で対前年度比 91.5%減となっている。

⑧ 後期高齢者医療特別会計

この会計は、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が創設されたため当該年度に設置されたもので、75 歳以上及び 65 歳以上で一定の障害のある人が被保険者となっている。当該年度末の本町の被保険者数は、2,149 人となっている。

歳入の主なものは、保険料 56,954 千円（構成比 55.3%）、繰入金 37,990 千円（構成比 36.8%）である。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 92,689 千円（構成比 90.1%）である。

当該年度の保険料の収納率は県内で 9 位と上位であるが、事業開始初年度にもかかわらず、103,000 円（8 人・17 件）の収入未済が生じている。長期延滞にならないよう保険料の収納に努力されたい。

⑨ 国民健康保険特別会計
(ア) 事業勘定

○保険給付費の歳出決算額の推移

(単位：千円・%)

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年度比
保険給付額	540,041	606,966	628,530	675,423	663,504	98.2

当該年度の歳入歳出差引額は 58,518 千円であり、前年度歳入歳出差引額 31,660 千円を差し引いた単年度収支は 26,858 千円の黒字である。

歳入の主なものは、国庫支出金 (286,024 千円・構成比 25.9%)、前期高齢者交付金 (235,796 千円・構成比 21.3%)、国民健康保険税 (221,655 千円・構成比 20.1%) である。

なお、前期高齢者交付金は、医療制度改革により当該年度新たに創設されたものである。

歳出の主なものは、保険給付費 (663,504 千円・構成比 63.4%)、共同事業拠出金 (125,125 千円・構成比 12.0%)、後期高齢者支援金等 (116,730 千円・構成比 11.2%) である。後期高齢者支援金は、医療制度改革に伴い当該年度新たに創設されたものであり、前期高齢者納付金についても同様である。

なお、保健事業費は対前年度比 134.9%増となっているが、これも医療制度改革に伴い、当該年度から特定健康診査事業が開始されたためである。

国保財政 5 カ年計画により、国保給付費支払準備基金からの繰入金と繰越金の一部を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減を図っている。

本特別会計の運営については、被保険者、医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努められたい。

○国民健康保険税の収納率の推移

(単位：％)

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
現年度分	96.12	95.29	95.23	96.42	93.51
滞納繰越分	13.57	10.45	9.59	11.28	7.43
全 体	87.88	86.68	85.71	83.53	80.16

○国民健康保険税の不納欠損額の推移

(単位：円・件)

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
不納欠損額	3,928,860	4,444,300	3,557,700	4,912,400	3,846,200
件 数	158	195	146	191	187

○国民健康保険税の収入未済額の推移

(単位：円・件)

項 目	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数
現年度分	14,313,376	532	8,849,050	438	15,156,116	543
滞納繰越分	30,414,196	1,301	34,188,272	1,444	35,853,412	1,522
合 計	44,727,572	1,833	43,037,322	1,882	51,009,528	2,065

国保税全体の収納率は対前年度比 3.37 ポイント減の 80.16%である。

収入未済額は対前年度比 7,972 千円増加しており、新たな滞納者も見受けられる。今後、収納率が 80%を割るおそれがあるので、徴収に更に努力をされたい。

当該年度の国保税の不納欠損額については、187 件、3,846 千円である。その理由としては負債・低所得・行方不明・死亡等であり、いずれも徴収困難な状況と認めた。

(イ) 診療施設勘定

歳入では診療収入が 387,572 千円(対前年度比 2.6%減)で歳入

全体の 83.7%を占める。

歳出の主なものは、総務費（医師委託料など）が全体の 47.9%、
医業費が 49.0%である。歳入歳出差引額は 10,079 千円の黒字とな
った。

町民の健康や生命を守る事業であり、今後とも医療の安全性の
確保やサービスの向上に努められたい。

⑩ 介護保険特別会計

○被保険者数の推移

（単位：人）

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
65～75 歳未満	1,616	1,548	1,488	1,440	1,332
75 歳以上	1,783	1,828	1,856	1,889	1,957
合 計	3,399	3,376	3,344	3,329	3,289

※年度当初の数値

○要介護認定者数の推移

（単位：人）

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
要 支 援	42	29	19		
要支援 1			2	30	39
要支援 2			2	40	54
要介護 1	138	138	144	81	76
要介護 2	81	79	64	85	75
要介護 3	77	79	86	79	89
要介護 4	73	64	72	81	81
要介護 5	71	71	60	74	66
合 計	482	460	449	470	480

※年度当初の数値

※要支援は平成 18 年度から要支援 1・2 に分割されている

歳入の主なものは、構成比で支払基金交付金 28.7%、国庫支出金 25.8%、繰入金（一般会計）16.3%、保険料 14.3%、県支出金 14.1% である。歳入では対前年度比 5.3%の増となっている。

なお、保険料の収入未済額は 1,188 千円（延べ 61 人・302 件）であり、前年度より 133 千円減少した。

歳出では、構成比で保険給付費（居宅・施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等）90.5%、総務費 3.5%、地域支援事業費 2.5%、介護予防支援事業費 0.7%などとなっている。対前年度比では、全体で 4.6%増となっている。これは要介護認定者や利用者の増加などに伴う保険給付費の増加が大きな要因である。

歳入歳出差引額は 13,687 千円の黒字である。

施設介護サービスより居宅介護サービスを受けている被保険者が多いが、給付費では施設介護サービス給付費が多く、給付費全体の 53.1%を占めている。

本町では、健康寿命延伸事業などを通して介護予防にあたっており、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営が望まれる。

また、当該年度は前年度に引き続き、介護保険料が不納欠損処分されており、その金額は 386,086 円（11 人・111 件）である。その理由としては死亡、行方不明等であり、いずれも徴収困難な状況と認めた。

⑪ 簡易水道等事業特別会計

簡易水道（奥川・杉山徳沢・宝坂・新郷・尾登・高陽根・小綱木）、飲料水供給施設（八重窪・松峯・青坂）を合わせた 10 施設の維持管理等を行う会計である。

歳入では総額 96,639 千円の 67.0%、64,731 千円は一般会計からの繰入金であり、対前年度比 8.3%の増である。使用料及び手数料収入は対前年度比 1.6%の減となっている。これは過疎化に伴い、加入者が減少しているためである。総額では、対前年度比 0.8%の減となっている。

歳出では、水道費（一般管理費）は 1.7%減であり、公債費も 1.3%減となったため、総額で 1.4%の減となっている。

使用料の収入未済額は 1,444 千円（延べ 64 人・430 件）である。長期延滞につながらないよう解消に努められたい。

(4) 実質収支に関する調書

当該年度の一般会計では、歳入歳出差引額 322,352 千円の黒字決算となっている。

翌年度に繰り越すべき財源は 225,619 千円であり、実質収支額は 96,733 千円である。実質収支比率は 2.8% となり、対前年度比 0.5 ポイント改善した。

特別会計の実質収支額は 116,330 千円で対前年度比 26.4% 減と大幅に減少している。この主な要因は、老人保健特別会計の黒字額の減少である。

(5) 財産に関する調書

当該年度における財産の記録・記載については、公有財産・基金等を種目別に内容を審査したところ、正確であることを確認した。

年度中における主な財産の増減は下記のとおりである。

① 公有財産

(ア) 土地

1) 宝川地区土地 (ゲートボール場) 増 562 m²

(イ) 建物

1) 耐雪型パイプハウス 10 棟増 2,639 m²

2) 農業集落排水処理場 (野尻地区) 増 305 m²

3) 医師住宅増 200 m²

② 基金

財政調整基金は、年度末で 349,854 千円となり、この運用にあたっては適切に活用されていた。その他の基金についても、地方自治法第 241 条第 5 項に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認した。

なお、生活援助貸付基金及び高額療養費支払資金貸付基金においては、返済期限を経過した未返済金があるので、その回収に努められたい。

水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成20年度西会津町水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果と、その意見については次のとおりである。

平成21年9月11日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 審査の年月日

平成21年7月22日

2 審査の手続き

この審査にあたっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の審査手続きを実施した。

なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保についても考察した。

3 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めた。

4 審査の意見

○ 収益的収支においては、営業損失（7,155千円）があり、営業外収益をもって黒字となっている。資本的収支は、赤字となっており、実質収支も赤字となっている。今後、効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水の供給に努められたい。

- 未収金は決算の時点で 12,867 千円であるが、このうち納期限未到来分を除いた水道料金の未収金は、4,783 千円である。今後、未収金の発生防止とその回収に努められたい。
- 企業債については、昨年度より 59,872 千円減少し、平成 20 年度末残高が 1,596,071 千円であり、一時借入金はなかった。
- 配水管には、石綿管が使用されており、老朽化が進む中で、今後計画的に更新・改善されることが望まれる。

5 事業の状況

(1) 経営の成績

水道事業の平成 18 年度から平成 20 年度までの経営成績の推移は次のとおりである。

区分 \ 年度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	前年度対比
総収益	営業収益	千円 98,999	千円 97,405	千円 96,678	% 99.3
	営業外収益	60,016	54,369	55,258	101.6
総費用	営業費用	98,245	98,839	103,833	105.1
	営業外費用	49,470	47,707	46,282	97.0
	特別損失	4,655	—	—	—
差額	営業利益	754	—	—	—
	営業損失	—	1,434	7,155	499.0
	営業外利益	10,546	6,662	8,976	134.7
	特別損失	4,655	—	—	—
	純利益	6,645	5,228	1,821	34.8

平成 20 年度の水道事業収益は 151,936 千円、費用が 150,115 千円で、差引純利益は、1,821 千円となった。純利益の対前年度比は 34.8% で、3,407 千円の減となっている。これは、収益、費用とも増加しているが、特に営業費用が 4,994 千円増加したためである。

給水人口は対前年度比で、60 人減少し 4,345 人であった。普及率も 0.10 ポイント減少し、82.62% となっている。年間有収水量は、1.1% の減である。

指 標 名	算 式	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経営資本営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} \times 100$	0.03	- 0.05	- 0.27
経営資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}}{\text{経営資本}}$	0.04	0.04	0.04
営業収益営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$	0.76	- 1.47	- 7.40

水道事業の経済性については、経営資本営業利益率を前年度と比較すると 0.22 ポイント低下している。この要因は、給水収益（有収水量）等の営業収益が 727 千円減少したのに対して、漏水調査費や動力費等の増加により営業費用が 4,994 千円増えたためである。

経営資本回転率は、前年度と同数で変動はみられない。

営業収益営業利益率は前年度と比較すると 5.93 ポイント低下している。この要因は、経営資本営業利益率と同様のものである。

区分 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	前年度対比
資 本 的 収 入	千円 2,560	千円 9,492	千円 6,826	% 71.9
資 本 的 支 出	63,914	73,753	84,558	114.7
差 引 不 足 額	61,354	64,261	77,732	121.0
実 質 収 支	- 54,709	- 59,033	- 75,911	128.6

資本的収支については、収入は 6,826 千円で、支出は量水器購入費、配水管布設費、ポンプ取替費、ろ過材交換費、配水池移設基本設計費、企業債償還金等で 84,558 千円となり、差引不足額 77,732 千円を減債積立金等で補填した。

決算合計の実質収支は 75,911 千円の赤字となった。

(2) 貸借対照表による経営分析

貸借対照表の推移については、別表のとおりである。

財産の内容によると固定資産の正味財産総額が 2,497,180 千円で、前年度比 23,389 千円の減額となっている。これは、固定資産の減価償却によるものである。また、流動資産は 112,851 千円であり、年々減少している。これは、現金預金の減少によるものである。

一方、負債・資本の部では、流動負債（未払金）計 9,862 千円、資本金計 1,848,266 千円、剰余金計 751,903 千円で、その合計額は対前年度比 51,002 千円の減となった。

資産・負債の信憑性を確かめるための貸借対照表の各項のバランスは一致しており、預金等の残高証明、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認した。

貸借対照表の推移 ー資産の部ー

(()) 内は減価償却累計額、単位：千円)

種 別	科 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	前年度対比 (%)
有形固定資産	土地	32,095	32,095	32,095	100.0
	建物	813,678 (125,815)	813,678 (137,465)	813,678 (149,116)	100.0 108.5
	構築物	2,197,718 (425,073)	2,205,795 (458,564)	2,221,536 (492,132)	100.7 107.3
	機械及び装置	110,308 (50,219)	115,808 (51,372)	122,078 (53,014)	105.4 103.2
	車両及び運搬具	2,152 (2,045)	2,152 (2,045)	2,152 (2,045)	100.0 100.0
	工具器具備品	3,924 (3,398)	3,924 (3,437)	3,924 (3,476)	100.0 101.1
	建設仮勘定	0	0	1,500	—
固定資産計	合 計	3,159,875	3,173,452	3,196,963	100.7
	減価償却	(606,550)	(652,883)	(699,783)	107.2
	正味財産	2,553,325	2,520,569	2,497,180	99.1
流動資産	現金預金	134,962	127,153	99,086	77.9
	未収金	12,411	12,413	12,867	103.7
	貯蔵品	898	898	898	100.0
流動資産計		148,271	140,464	112,851	80.3
資産合計		2,701,596	2,661,033	2,610,031	98.1

貸借対照表の推移 ー負債・資本の部ー

(単位：千円)

種 別	科 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	前年度対比 (%)
流動負債	未払金	5,425	9,639	9,862	102.3
	流動負債計	5,425	9,639	9,862	102.3
資本金	自己資本金	175,314	175,314	252,195	143.9
	企業債	1,709,840	1,655,943	1,596,071	96.4
	資本金計	1,885,154	1,831,257	1,848,266	100.9
剰余金	国庫（県）補助金	419,899	419,899	419,899	100.0
	一般会計補助金	176,126	176,126	176,126	100.0
	負担金	51,631	55,524	62,350	112.3
	減債積立金	36,000	39,000	29,128	74.7
	建設改良積立金	72,000	72,000	54,990	76.4
	当年度未処分利益 剰余金	55,361	57,588	9,410	16.3
	剰余金計	811,017	820,137	751,903	91.7
負債・資本合計		2,701,596	2,661,033	2,610,031	98.1

(3) 施設の利用状況及び業務実績

業務の実績については、次のとおりである。

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	前年度との比較増減	
事 項	単位					
給水区域内人口	人	5,409	5,325	5,259	－66	－1.2%
給水戸数	戸	1,630	1,640	1,655	15	0.9%
給水人口	人	4,416	4,405	4,345	－60	－1.4%
普及率	%	81.64	82.72	82.62	－0.10	－
配水能力(a)	m ³ /日	2,850	2,850	2,850	0	0.0%
配水量(A)	m ³ /年	596,350	590,620	586,580	－4,040	－0.7%
有収水量(B)	m ³ /年	480,290	471,720	466,320	－5,400	－1.1%
有収率(B)/(A)×100	%	80.54	79.87	79.50	－0.37	－
平均配水量(b)	m ³ /日	1,634	1,618	1,607	－11	－0.7%
最大配水量(c)	m ³ /日	2,146	2,375	1,979	－396	－16.7%
施設利用率(b)/(a)×100	%	57.33	56.77	56.39	－0.38	－
負荷率(b)/(c)×100	%	76.14	68.13	81.20	13.07	－
最大稼働率(c)/(a)×100	%	75.30	83.33	69.44	－13.89	－
職員数	人	3	3	3	0	0.0%

供給単価 206.47 円

$$= (\text{給水収益}) 96,280,930 \text{ 円} \div (\text{有収水量}) 466,320 \text{ m}^3$$

給水原価 321.42 円

$$= \{ (\text{経常費用}) 150,114,562 \text{ 円} - (\text{受託工事費}) 231,000 \text{ 円} \} \\ \div (\text{有収水量}) 466,320 \text{ m}^3$$

(4) 総括

総体的に給水制限や断水もなく、安定的に水を供給でき、運営に支障がないことを確認したが、現金預金の残高が減少しており、この状況で推移すれば、数年で事業運営に支障をきたすことが懸念されるので、計画的な運営に配慮されたい。

平成 20 年度の有収水量は 466,320 m³で、前年度に比べ 5,400 m³ (1.1%) 減少している。有収率は 79.50%で、年々低下している。

施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進む中、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査を行っており、漏水部分の改修 26 件、施設等の修理が実施された。

財政健全化判断比率等審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成20年度決算等による健全化判断比率等（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率）の算定について審査を実施した。その結果及びその意見は次のとおりである。

平成21年9月11日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 審査の年月日

平成21年8月26日

平成21年8月27日

2 審査の手続き

審査にあたっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定された健全化判断比率等の正確性について審査した。

3 審査の結果

- (1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は、適正に作成されていた。
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていた。
- (3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはなかった。

4 審査の意見

- (1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、

それぞれの比率は表示されなかった。

- (2) 実質公債費比率（過去3年間の平均の値）は、平成19年度は18.2%であったが、当該年度は17.6%に改善し、早期健全化基準も下回っている。

なお、起債の発行については、18.0%未満となったので、県知事の許可団体から同意団体となる。

- (3) 将来負担比率については、対前年度比16.8ポイント改善し、186.1%となり、早期健全化基準も下回っている。

- (4) 資金不足比率（水道事業等における資金不足の割合）については、資金不足はなく、比率は表示されなかった。

- (5) 以上により、健全化判断比率等については、全ての財政指標が早期（経営）健全化基準を下回っている。

今後とも適正な財政運営に努められたい。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成21年9月11日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 監査実施期日

平成21年8月3日
平成21年8月4日
平成21年8月6日

2 監査の対象

平成20年度において執行された各課等の事務及び事業の中から、別紙の14件を抽出し、監査を行った。

3 監査のねらい

監査の実施にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼をおいた。

4 監査の結果

事務の処理、事業の執行は、おおむね所期の目的を達成しているものと認めた。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示した。

定期監査対象事業等

担 当 課	事 業 等 名
総務税政課	○地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金事業の選定基準について ○町税過誤納還付金（歳入・歳出還付）の内容について
健康福祉課	○各診療所における医療機器の設置状況について ○健康寿命延伸事業 ○継続的評価分析事業
経済振興課	○耐雪型パイプハウス整備事業 ○産地づくり交付金事業 ○観光施設の維持管理経費の状況について ○振興公社が管理する公共施設の委託料の状況について ○地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業
地域整備課	○除雪事業
教 育 課	○学校給食事業 ○西会津中学校太陽光発電について
町民情報課 地域整備課	○ケーブルテレビ高度化事業

補助金等交付団体監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成21年9月11日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 監査実施期日

平成21年7月27日

平成21年7月31日

2 監査の方法及び対象とした団体等

補助金等交付団体監査の実施にあたっては、まず平成20年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙の9団体を抽出し、当該団体の役職員及び当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

3 監査のねらい

財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 財政援助の決定の適否等

財政援助の決定については、関係要綱等に準拠し、適正に行われているものと認めた。

(2) 補助金等の交付時期

交付の時期については、おおむね適正であると認めた。

(3) 補助金等の目的外使用

補助金等は、その目的外に使用された事実は認められなかった。

(4) 会計経理の状況

団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められた。

(5) 補助団体等の事務処理状況

事務処理の状況はおおむね良好であった。

(6) 補助金等交付団体への指導監督

所管課においては、当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており、良好と認めた。

(7) 監査の意見

補助金等の効果的な活用のために、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるよう望む。

補助金等交付団体監査対象団体

- 1 西会津町交流事業実行委員会【団体育成補助金】
- 2 (社) 西会津町シルバー人材センター【団体育成補助金】
- 3 西会津町女性消防隊【女性消防隊運営費交付金】
- 4 福島県立西会津高等学校生徒活動後援会【県立西会津高等学校生徒活動後援会補助金】
- 5 西会津町観光協会【団体育成補助金】
- 6 (宗) 円満寺【文化財保存事業補助金】
- 7 西会津町土地改良区【農林業振興事業補助金】
- 8 西会津町授産場【団体育成補助金】
- 9 西会津町森林組合【農林業振興事業補助金】

※ 【 】は対象となった補助金等の名称

指定管理者・出資団体監査報告書

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成21年9月11日

西会津町監査委員 廣 瀬 渉

西会津町監査委員 長谷沼 清吉

1 監査実施期日

平成21年7月27日

平成21年7月31日

2 監査の方法及び対象とした団体

（1）監査の方法

指定管理者・出資団体監査の実施にあたっては、まず平成20年度において、指定管理者となったもの及び出資団体の中から、下記の2団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けた。

（2）対象とした団体

- ① 指定管理者 西会津町森林組合
（監査の対象とした公の施設：西会津町林業研修センター）
- ② 出資団体 株式会社 西会津町振興公社

3 監査のねらい

指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行

われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 管理・運営の状況

指定管理者については、町との協定に基づき、その趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされていた。

出資団体については、経営において努力の成果が見られたが、経営状況はまだ厳しいと判断した。施設の管理については、おおむね良好であった。

(2) 会計経理の状況

団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めた。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督

所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めた。

(4) 監査の意見

指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託しており、なおかつ町から補助金の交付等財政援助を受けているので、適正かつ効率的な運営が図れるよう、今後とも町は適切な指導監督を行うよう望む。

なお、(株)西会津町振興公社には累積欠損解消のために、更なる努力と改善を求めた。